

## 第1章 計画の概要

# 1 計画策定の背景と目的

わが国の自殺者数は、平成10年以降平成23年度まで14年連続で3万人を超える状態が続き、減少の兆しが見えない状態が続いていました。こうした背景を受け、国では、平成18年に自殺対策基本法（以下、「基本法」という。）を制定し、自殺を社会の問題と捉え、基本理念を定めて総合的な自殺対策を実施することとしました。また、政府が推進すべき自殺対策の指針として、翌平成19年には自殺総合対策大綱（以下、「大綱」という。）が策定されました。

その結果、自殺者数は平成22年から減少傾向を示し始め、平成24年に3万人を割り込んで以降、6年連続で3万人を下回ったものの、依然として深刻な状況が続いており、平成30年時点では、いまだに2万人以上の方が自殺により亡くなっていることなどから、国として自殺対策はなお取り組むべき大きな課題となっています。

こうした状況の中、平成28年4月には基本法が改正され、自殺対策を「生きることの包括的な支援」と新たに位置付けた上で、基本法第13条において、市の責務として自殺対策計画を定めることが示されました。また、平成29年には大綱が改正となり、自殺総合対策の基本理念として「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す」ことを掲げ、施策の推進に取り組むこととなりました。

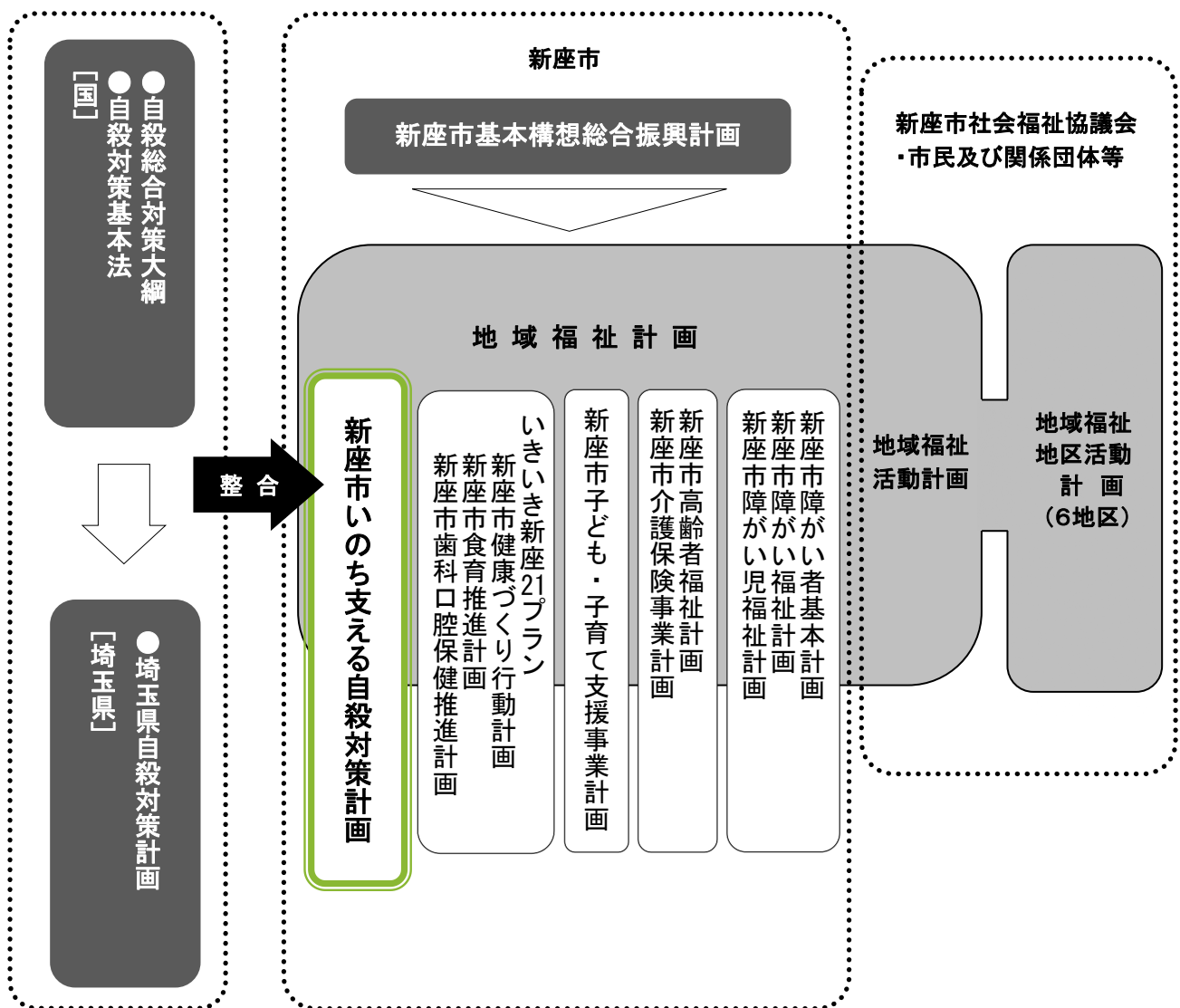
本市では、これまで「第2次いきいき新座21プラン」において、こころの健康づくりと自殺予防対策に取り組んでまいりましたが、平成28年以降は自殺者数が減少傾向にあるものの、毎年20人以上の方が自殺により亡くなっております。自殺による家庭や学校、職場、社会全体にもたらす衝撃や影響は大きく、さらなる対策への取組が必要です。そこで、市民をはじめ、保健・医療・福祉・教育・労働等関係機関・団体との連携・協力を強化し、より効果的・総合的な自殺対策を推進するために、平成31年度を計画初年度とする「新座市いのち支える自殺対策計画」を策定することといたしました。

## 2 計画の性格と位置付け

本計画は、基本法第13条第2項の規定に基づく「市町村自殺対策計画」に相当し、大綱及び本市の実情に応じた施策を示したものです。

また、本市の基本構想総合振興計画及び地域福祉計画に基づき、いきいき新座21プランを始めとする各種行政計画と連携し、子どもから高齢者まで、生涯を通じて生きることの包括的な支援に取り組む計画です。

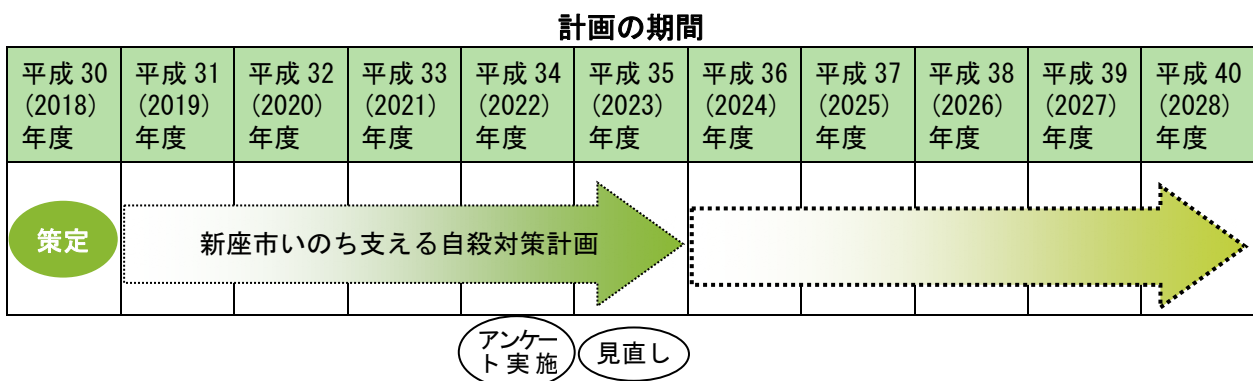
### 計画の位置付け



### 3 計画の期間

国の自殺対策の指針である大綱は、平成19年6月に策定された後、平成20年10月の一部改正、平成24年8月の見直しを経て、平成29年7月に新たな大綱（「自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」）が閣議決定されるなど、おおむね5年に一度を目安に改訂が行われてきています。

こうしたことから、本計画の計画期間は、平成31年度（2019年度）から平成35年度（2023年度）までの5か年とし、国の動きや自殺の実態、社会状況の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うこととします。



### 4 計画の策定体制

計画策定に当たって、各分野からの御意見をいただき、検討・審議を行うとともに、市民の意見を幅広く募って計画に反映させるため、以下のような取組を行いました。

#### (1) 新座市自殺対策推進協議会

計画策定に当たって、学識経験者、保健医療団体の代表者、地域活動団体の代表者、関係機関の代表者、市立学校長の代表者等で構成される「新座市自殺対策推進協議会」において、計画の策定に関して必要な事項の協議・検討を行うとともに、各委員に対するヒアリングを行い、御自身の経験や御意見を伺いました。

また、市の幹部職員で構成する「新座市いのちを支える自殺対策推進本部」及び市の関係部署の職員で構成する「新座市自殺対策庁内連絡会議」と相互に連携を保ちながら計画策定を進めました。

## (2) アンケート調査

こころの健康に関する状況や意識を把握するためのアンケート調査を行い、計画策定の基礎資料としました。

### アンケート調査の概要

対象者	調査方法及び調査期間	配布数	回収数	有効回収率
市内在住の 18歳以上の男女	<ul style="list-style-type: none"><li>・住民基本台帳より無作為抽出</li><li>・郵送による配布、回収</li><li>・配布：平成30年5月18日（金）</li><li>・回収：平成30年5月29日（火）</li></ul>	3,000	1,193	39.8%

## (3) パブリック・コメントに準じた意見募集の実施

計画素案を本市のホームページに掲載するなど内容を公表し、下記の要領でパブリック・コメントに準じて皆様から御意見をいただきました。

期間中にいただいた御意見については、新座市自殺対策推進協議会に提出し、検討の材料としました。

### 意見募集の方法

項目	内容
実施期間	平成30年12月7日（金）～平成31年1月6日（日）
閲覧場所	保健センター、市情報公開総合窓口（総務課）、生涯学習センター、各公民館・コミュニティセンター及び市ホームページ